高齢者福祉サービス事業

問☞保健福祉部高齢福祉課

事業名	事業の内容	対象者
高齢者祝金支給事業	高齢者の長寿をお祝いし、祝金および賞状を贈ります。 ●**祝金額** 88歳の方　3,000円相当のカタログギフト 100歳の方および男女の各最高齢の方　10,000円＋賞状	9月15日現在小諸市の住民基本台帳に登録されている方
介護予防事業「ずく出し健康教室」	各地域や決まった場所で各種教室を開催しています。	概ね65歳以上の方
紙おむつ等給付事業	在宅の要介護高齢者の方を対象として、経済的負担や身体的負担の軽減を図るため、紙おむつ等を給付する事業を行っています。 ●**給付品目** 紙おむつ、尿とりパッド、防水シーツ ●**給付方法** 給付の対象となる方に紙おむつ等引換券を交付しますので、市が指定する販売店において、給付品目と引き換えていただきます。 ●**引換券** 下記の区分に応じた金額の引換券を、年4回に分けてお送りします。 区分／金額（月額） 市民税非課税世帯／4,000円 市民税課税世帯（対象者が非課税の場合）／3,000円 市民税課税世帯（対象者が課税されている場合）／2,000円	市内に住所があり、在宅で生活している要介護3以上の方
災害時等要援護者支援制度	災害時に自主的に避難することが困難な、ひとり暮らし高齢者や体の不自由な方に申請いただき、必要な情報を支援機関で共有することで、災害時の地域での支援や日頃からの見守り体制を整えます。またご本人の医療情報を、容器（あんしんカプセル）に入れ、冷蔵庫に保管し救急搬送時に備えます。申請場所は高齢福祉課です。	①65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者だけの世帯 ②要介護３以上 ③重度の障害者 ④特別な医療を必要とする方　ほか
高齢者見守り事業	認知症による徘徊で、行方不明となるおそれがある高齢者等の靴に反射ステッカーを貼ることで、住民が高齢者等に対する声かけや保護を行う目印となり、未然に事故を防止し高齢者等の安全の確保や介護者の介護負担を軽減します。ご家族等から申請をしていただき、赤色（すぐに保護）または黄色（声かけ）のステッカーを配布します。	市内居住で、認知症の症状があり、徘徊による行方不明のおそれがある高齢者等
重度要介護高齢者家庭介護者慰労金支給事業	在宅の重度要介護高齢者を介護する方に対して、その労をねぎらい、激励するために介護慰労金を支給します。 【支給額】年額50,000円 申請書を提出し、要件に該当する対象者には3月末までに支給します。	65歳以上の要介護3以上の高齢者を在宅で6ヶ月（180日）以上介護しており、要介護者ともに市税等の滞納がない方（基準日11月1日）
訪問指導事業	在宅療養中の方で、看護師等による市の訪問指導が必要と認められた方に対し、下記の訪問等による相談を実施します。 ●看護師による訪問指導 ●歯科衛生士による訪問歯科指導 ●栄養士による訪問栄養相談 ●理学療法士・作業療法士による訪問リハビリ相談	市内居住の在宅療養者
重度要介護高齢者等訪問理美容サービス事業	在宅の重度要介護高齢者等が訪問理美容サービスを受けるときの訪問費用を助成します。 【助成額】利用1回につき1,500円（年間3回以内）	おおむね65歳以上の高齢者で、理美容院へ出向くことができない介護認定が要介護3以上の方

広告

宅配牛乳　P109 D-2
株式会社明治　特約店
明治健康宅配センターオギワラ
meiji
宅配で健康をお届け
◎1本からご家庭・職場へと　お気軽にお問合せ下さい！
■小諸市加増1-15-16
■TEL:0267-25-4033

黒斑山頂　P131 G-2

浅間山、八ケ岳、富士山、湯の平の眺望。噴煙をたなびかせる浅間山が目の前に広がります。
※車坂峠から登山道徒歩2時間

事業名	事業の内容	対象者
高齢者日常生活用具給付・貸与事業	高齢者の福祉向上を図るため、日常生活用具を給付または無償貸与します。 【貸与】車椅子、緊急連絡装置 （車椅子の貸与期間は、各年度において合計90日以内）	【車椅子貸与の対象者】 65歳以上の高齢者で市民税非課税世帯の者 ※介護保険受給者は介護保険サービスが優先です。 【緊急連絡装置貸与の対象者】 虚弱な高齢者のみの世帯に属する者
ひとり暮らし高齢者等友愛訪問事業	民生委員がひとり暮らし高齢者宅を訪問し、月2回乳酸菌飲料を配りながら安否確認を行います。	おおむね65歳以上で、安否確認や見守りが必要なひとり暮らし高齢者

福祉医療制度

問☞保健福祉部厚生課

乳幼児、児童、障がい者、母子・父子家庭の方などを対象に、病院・歯科医院・薬局などにお支払いいただいた医療費の自己負担金の一部を助成する制度です。なお、一部の福祉医療対象者の方に、所得制限（前年所得による）があります。税法上の控除項目に準じた上限額の加算がありますので、詳しくは厚生課までお問い合わせください。

対象者	受給資格要件
乳幼児・児童	0才～満18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども（所得制限はありません）
障がい者（児）	●身体障害者手帳1～3級の方（所得制限はありません） ●療育手帳A1・A2・B1の方（所得制限はありません） ●65歳以上で国民年金施行令別表1～2級に該当する方（所得制限はありません） 所得制限上限枠内で、 ●精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ●特別児童扶養手当1～2級の対象となっている児童 ●20歳以上65歳未満で国民年金（障害年金）を受給されている方
母子、父子家庭等	所得制限上限枠内で、 ●母子家庭の方 ●父子家庭の方 ●父母のいない児童

■福祉医療費の給付方法

福祉医療受給者の方は、受給者証を医療機関（県内のみ）に提示するだけで、健康保険（保険証）を使って支払った一部負担金を福祉医療費として請求することができます。診療報酬明細書（レセプト）1枚につき原則として500円を受益者負担金としてご負担いただき、差額を支給します（自己負担が500円未満の場合、支給はありません）。

また、県外での受診分については、領収書（受給者氏名・保険診療点数が明記されているもの）、受給者証、健康保険証を持参の上、厚生課窓口において手続きが必要となります。

満18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども（高校3年生以下）は、病院等の窓口で500円（最大）を支払うことで、医療を受けることができます。

※保険適用外は福祉医療費の対象となりません。

広告

入居のご案内、介護でお困りのことなど、
総合的に何でもご相談いただける窓口です。
介護のプロが対応いたします！
お気軽にご利用下さい。
介護職員
随時募集中
ことぶきの家　総合相談室
小諸市御影新田字池ノ上 2090-1
0120-811-772

有限会人ホーム
ことぶきの家

寿園介護ステーション
お弁当のことならおまかせください。

フードサービス
ことぶき
☎0267-25-8009
株式会社コトブキ
本社 ☎0267-23-1510

P109 D-2、P125 D-5、P127 F-2、P128 A-1

■受給者証の交付申請

受給資格に該当される方は申請書を提出してください。

●申請に必要なもの

□健康保険証
□預金通帳（振込み先を確認できるもの）
□受給資格を確認できるもの（障がい者手帳など）
□所得課税扶養証明書（申請年の1月1日現在、住民でなかった方のみ）または個人番号および税務情報の閲覧と提供に関する同意書

※所得判定の切り替え月は8月となります。7月より前に申請される場合は、前々年分の所得課税扶養証明書または個人番号および税務情報の閲覧と提供に関する同意書が必要となる場合がありますので、詳しくは厚生課までお問い合わせください。

■受給者証の更新手続き

●所得制限のない乳幼児・児童の方

更新手続きは不要です。

●乳幼児・児童以外の方

所得に関する税資料を閲覧し、資格の判定を行います。

1月1日現在、住民でなかった方のみ所得課税扶養証明書または個人番号および税務情報の閲覧と提供に関する同意書を提出してください。

受給資格要件を確認後、受給者証を郵送します（7月下旬）。

■受給資格等の変更届

住所・氏名・振込み先・健康保険の変更、市外への転居、紛失があった場合は、届出をしてください。

■貸付制度

福祉医療受給者の方で医療費の支払いが困難な方を対象に貸付制度があります。詳しくは厚生課までお問い合わせください。

■その他

診療月から1年を経過した場合は、福祉医療の給付が受けられません。

■施設入所者の取扱

平成20年8月1日より、福祉医療の住所地特例が導入されました。該当の施設へ入所される前に小諸市に住民登録されていた方は、手続きが必要となります。詳しくは厚生課までお問い合わせください。

生活習慣病予防健診（特定健診）
いきいき健診（後期高齢者健診）
がん検診　を受けよう♪

健(検)診を**お得**に受けるチャンス!!
詳しくはQRコードをチェック

問い合わせ：小諸市健康づくり課　電話25-1880

あなたは最近、眠れていますか？

眠れないのは「ストレス」が原因かもしれません。

ストレスは、不眠のほかにもからだのいろいろなところにあらわれることがあります。原因不明のからだの不調が長く続いている場合は、こころの病気にかかっているかもしれません。

1人で悩まず相談してください。

小諸市健康づくり課　電話25-1880　月～金【祝日除く】8:30～17:15

保健福祉施設

施設名	業務概要	住所	電話番号
高齢者福祉センター「こもれび」	講習会・レクリエーション・入浴・各種相談等	相生町2-2-22	22-5550
福祉企業センター	身体上若しくは精神上の理由または世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の習得のための機会や便宜を提供	加増1-2-18	22-1586
小諸市地域活動支援センター「ユメオイビト」	障がいのある方がそれぞれの能力に合わせて、作業活動・創作活動などをしていただく場	相生町2-1-6	27-0538
保健センター（母子健康包括支援センター）	各種健康相談・乳幼児健診等	相生町3-3-3	25-1880（直通）
人権センター	部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取り組みの拠点であり、住民交流の場として地域に密着したコミュニティーセンター 会議室、和室、調理室があり、有料（貸館）でご利用いただけます。 【使用時間】8:30～22:00（平日のみ）	御幸町1-10-11	23-5521
ワークポート野岸の丘	就労等が困難な精神障がい者の就労・自立訓練の場	与良町6-5-3	24-1244
多機能型福祉施設「小諸みかげ」（旧みかげ作業所）	障がいのある方の働く場 社会適応訓練・職業訓練の場	御影新田2238-1	26-1301
児童発達支援施設「ひまわり園」	児童発達支援・放課後等デイサービス等	諸682-4	23-3687
野岸の丘総合福祉センター（社会福祉協議会）	市民福祉の向上を総合的に推進する場	与良町6-5-1	25-7337

生活保護制度

問☞保健福祉部厚生課

憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。生活に困窮する方が利用できる資産や働く能力、その他あらゆる制度を活用しても最低生活が維持できないときに、申請に基づき必要な保護を行います。

生活困窮者自立支援制度

問☞小諸市生活就労支援センター「まいさぽ小諸」
小諸市野岸の丘総合福祉センター内

経済的な問題や就労への不安など、生活困窮に関するさまざまな課題を抱える人の相談に応じます。自立相談支援員や自立就労支援員が寄り添いながら、一緒に解決の道を探していきます。

広告

クリーニング業　P128 B-1

株式会社トーセン

ホテルや旅館などで日々必要なシーツやタオルなどのリネン類のクリーニングしております。

■小諸市和田976-12
■TEL:0267-41-0568　■FAX:0267-41-0456
■営業時間／8:30～17:00　■定休日／木曜、日曜

P あり

菱野温泉郷不動の滝
P112 C-2

菱野温泉郷不動の滝と紅葉。特に10m以上になる氷柱がおすすめです。
※薬師館より徒歩10分

生活習慣病予防健診・がん検診

問☞保健福祉部健康づくり課（保健センター）

■検（健）診の種類

●健康診査（指定医療機関での個別健診・集団健診）

●生活習慣病予防健診（特定健康診査）

●いきいき健診（後期高齢者健康診査）

●がん検診

●胸部レントゲン検診　●胸部低線量CT検診

●胃がん検診　●大腸がん検診

●乳がん検診（乳房マンモグラフィ）

●子宮頸がん検診　●前立腺がん検診

●その他の検診

●歯周病検診　●35歳健康診査

●肝炎ウイルス検診

■無料検診

市民税非課税世帯・生活保護世帯に属する方は、事前申請により胃がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診の検診料金が無料となります。

生活保護世帯に属する40歳以上の方は、事前申請により集団健康診査が無料になります。

6月中旬以降、健康づくり課窓口で申請し、該当となる方には無料券を発行します。検診当日は無料券を持参してください。受診後の申請はできません。

●申請の際の持ち物

□健康保険証や運転免許証などの身分証明書

■節目無料検診

下記の表の年齢に該当する方は、検診料金が無料となります。該当する検診の種類をご確認いただき、右記の方法によりお申し込みください。申込者には検診前に無料受診票を送付します。

年度末年齢（3月31日時点）	無料となる検診
20歳 30歳	子宮頸がん検診（女性のみ）
40歳 50歳 60歳	子宮頸がん検診（女性のみ）
	乳がん検診（女性のみ）
	胃がん検診

歯周病検診は、年度中に35歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる方へ無料受診券を送付します。また、妊娠届を出された方へは、母子健康手帳発行時に無料受診券を発行します。

肝炎ウイルス検診は、40歳になる方へ無料受診券を送付します。

■検診の申し込み方法

40歳以上の方に、「小諸市各種検（健）診申込書」を郵送しますので、該当（希望）する検診がある方は、申込書に同封されている返信用封筒でご返送いただくか、直接健康づくり課へ提出してください。提出期限以降は、電話にて健康づくり課へ早めにお申し込みください。

なお、20歳から38歳までの子宮頸がん検診対象者へは、直接受診票を送付します。

広告

現金高価買取　建物解体　見積無料

製鋼原料・輸出向け非鉄金属ステンレス・特殊金属全般

sj shouji 株式会社 庄司産業

〒384-0061 小諸市加増2丁目13-198-1

TEL.0267-41-6128　FAX.0267-41-6138

障がい者等に対する医療

問☞保健福祉部厚生課

■自立支援医療制度

●更生医療

身体に障がいのある方（18歳以上）に対し、身体上の障がいを除去、または軽減し日常生活能力、職業能力の回復向上を図るため、必要な医療に対し、公費による医療費の補助を受けることができます（事前に身体障害者手帳を所持していることが必要です）。

●育成医療

18歳未満の身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる方は、必要な医療に対し、公費による医療費の補助を受けることができます。

●精神通院

精神の疾患により、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける方が、公費による医療費の補助を受けることができます。

■補装具・日常生活用具

●補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方、または難病患者の方で、身体上の障がいを補うため装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完する補装具を購入するための費用を支給します。

※原則、費用の一割は自己負担となります。また、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

●日常生活用具の給付

在宅の身体障がい児者および重度の知的障がい児者、または、難病患者の方に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具を給付します。

※原則、費用の一割は自己負担となります。また、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

補装具・日常生活用具の種類など、詳しくは厚生課までお問い合わせください。

手帳の交付

問☞保健福祉部厚生課

手帳の種類	概要	申請に必要な物
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が、様々な福祉サービス等を利用するために必要な手帳です。	□申請書 □診断書 □写真（縦4㎝×横3㎝） ※ポラロイド写真やデジタルカメラをカラープリントした写真は不可
療育手帳	知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉サービス等を受けやすくするための手帳です。	□申請書 □写真（縦4㎝×横3㎝） ※ポラロイド写真やデジタルカメラをカラープリントした写真は不可
精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にある方が、様々な福祉サービス等を利用するために必要な手帳です。	□申請書 □診断書または（精神障がいを支給事由とする）年金の証書と直近の年金払込通知書等 □写真（縦4㎝×横3㎝） ※ポラロイド写真やデジタルカメラをカラープリントした写真は不可

広告

社会福祉事業　P119 E-2

夢は浅間に福祉の街を

社会福祉法人 小諸学舎

法人理念『一羔なる思い』　一人ひとりの存在を大切にして支えあう、市民社会と文化の創造を願っています。

■小諸市大字塩野1-88　■TEL:0267-22-5545　■FAX:0267-25-5360
■URL:http://www.komorogakusha.jp
■主な社会福祉事業：障害者支援施設、障害福祉サービス事業（共同生活援助、短期入所、生活介護、就労継続支援Ｂ型）、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）、相談支援

P あり

耳取大塚古墳

P127 E-3

平地に単独で造られた円墳（単独墳という）であり、市内で最大の古墳です。

小諸市社会福祉協議会

小諸市社会福祉協議会は、「誰もがその人らしく安心して暮らすことができる地域社会」を推進するため、次の事業に取り組んでいます。

地域福祉推進事業	生活支援コーディネーター等による各地域への支援や、地域を支える人材育成、災害時ささえ合いマップの作成事業等を行い地域のささえ合いを推進します。
介護予防事業	「健康達人区らぶ」の開催や、介護予防地域交流事業への支援を行います。
障害児・者福祉サービス事業	障がいのある方への相談支援、行動･同行援護、児童発達支援、放課後等デイサービスを行い、生活を支援します。
心配ごと相談事業	様々な相談内容に応じ、一緒に問題解決できるように支援します。
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、生活を維持することができなくなる恐れのある方に対し、自立できるように支援します。
市民活動・ボランティアサポートセンター	市民活動・ボランティア活動の相談およびコーディネートや、活動に結びつける事業の企画運営を行い市民主体のまちづくりを進めます。
小諸市高齢者福祉センター「こもれび」	市内在住の60歳以上の方の健康増進、教養の向上等を進めるための福祉施設の管理運営を行います。
地域包括支援センター	高齢者が抱える様々な問題に対し、個々に相談・支援を行います。また、高齢者の権利擁護に関する相談、介護保険事業者や地域とのネットワーク構築を行います。
ファミリーサポートセンター	子育ての手助けをして欲しい生後6か月～小学校6年生までの方と子育てのお手伝いができる方が会員として登録し、ファミリーサポートセンターが仲介して子育ての相互援助活動を行います。

この他にも、日本赤十字事業、赤い羽根共同募金事業、高齢者クラブ等の運営、ふれあいまつり、希望の旅、小口貸付事業、日常生活の自立を支援する事業等を行っています。

介護予防地域交流事業の様子

市村先、佐久市境付近 P127 F-4

浅間山と桃畑の眺望。浅間山を背景にした桃の花が素敵な眺めです。
※県道小諸中込線沿い

糠塚山頂上付近 P123 E-4

浅間山、八ケ岳、小諸市街地の眺望。特に真冬の日の出の浅間山と高原列車の風景が印象的。
※糠塚山道路沿い駐車場有り